

臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて

◎今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、臨時休校期間中の報酬の算定及び利用者負担額の算定については、下記のとおり特例的な取扱いが適用されます。

【代替サービスの提供による報酬請求について】

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合において利用者の居宅や電話、スカイプなどで健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象となります。

- ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事務所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合
- ・幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合

【休業日の基本報酬単価の適用】

対象期間中※(土日・祝など本来の休校日を除く)に放課後等デイサービスを提供した場合は、平日であっても「休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合」の単価で請求可能です。

※対象期間とは、「令和2年4月1日から学校休業日単価の取扱い適用の終了日まで」です。

「学校休業日単価の取扱い適用の終了日」については別添7「学校休業日終了日一覧」をご確認ください。なお、複数の学校に通う児童を受け入れており、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用するよう取り扱います。

《休業日単価を適用する場合の注意点》

- ・休業日単価を算定する場合、通常、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算の対象となりますが、対象期間中は当該減算が適用されません。
- ・教育委員会が休校日と定めている日に関しては、行事等で登校した場合であっても休業日の単価で算定可能です。

【各種加算・減算】

《延長支援加算》

- ・休業日の基本報酬単価を適用させることから、臨時休校に伴う前倒しの営業時間(平日の開所時間ではない)より前に放課後等デイサービスの提供を行った場合のみ延長支援加算の算定は可能です。

《定員超過減算》

- ・定員を超える児童を受け入れた場合であっても、臨時休校に伴う定員超過については、対象期間中、定員超過減算は適用されません。

《サービス提供職員欠如減算》

- ・(他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による住宅待機等により)人員基準を満たさなくても、対象期間中、サービス提供職員欠如減算は適用されません。